

神奈川県中小企業団体中央会

〔従業員災害補償&経営事項審査対応プラン〕

建設業者専用

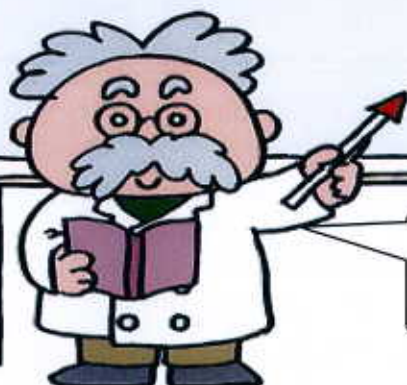
スーパー加点くんのおすすめ

普通傷害保険《準記名式包括契約特約、就業中のみの危険補償（事業主・役員・従業員）特約セット》

約 35.9%割引

（団体割引 25%・役職員
一括契約割引 10%、過去の損害率
による割引 5%適用）

従業員の業務上のケガの補償を
割安な保険料で準備したいと
思いませんか？



経営事項審査で約15ポイントの
加点評価を得られるプランです。
（平成20年4月 経審制度改正より）

神奈川県中小企業団体中央会では、会員企業の皆さまのために傷害保険制度を導入しております。スケールメリットを活かした割安な保険料でご加入できますので、福利厚生制度の充実のために積極的にご活用賜りますようお願い申し上げます。

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループ会社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

スーパー加点くんはこんなときにお役に立ちます（プラン1ご加入の場合）



業務中にケガをして亡くなった・後遺障害を被った
死亡・後遺障害保険金

3,000万円
(最高)



業務中に機械の下敷きになってケガをして入院した
入院保険金(1日あたり)

10,000円



出勤途中、交通事故でケガをして
所定の手術を受けた
手術保険金

手術の種類に応じて

10・20・40万円



出勤途中、駅の改札口内で転倒し、ケガをして通院した
通院保険金(1日あたり)

5,000円

< お支払事例 1 >

建設作業員が作業中、電動カッターが自分の足に当たりケガをした。(入院10日、通院5日)

支払保険金 入院保険金額10,000円×10日+通院保険金日額5,000円×5日=125,000円

< お支払事例 2 >

建設業の従業員が建設作業中、足場から転落し、死亡した。

支払保険金 死亡保険金3,000万円

【神奈川県中小企業団体中央会】スーパー加点くんのメリット

1. 経営事項審査で約15ポイントの加点評価！(平成20年4月経審制度改正より)

公共工事入札参加の条件として受審が義務付けられている経営事項審査において「法定外労働災害補償制度の加入」に該当し、約15ポイントの加点評価を受けることが可能です。

2. 保険料約35.9%割引(団体割引25%・役職員一括契約割引10%)

過去の損害率による割引5%を実現！

団体割引率はご加入いただいた被保険者の人数に従って決定されますので、募集の結果、変更される場合があります。

3. 政府労災の認定を待たず、スピーディな保険金支払い

4. 下請負人の皆さまもまとめて補償します

年間売上高をもとに保険料計算上の被保険者(補償の対象者)数が算出でき、正規従業員、パート・アルバイト・臨時雇いの方に加え、変動の多い下請負人の皆さまもまとめて補償対象となります。

5. 死亡保険金を含む全ての保険金の受取人を貴社に指定できます

死亡保険金受取人を貴社に指定することができます。また、あわせて「保険金の支払先に関する特約」をセットすることにより、死亡保険金以外の全ての保険金についても、貴社を受取人とする事が可能です。

※引受保険会社所定の方法に基づき被保険者(補償の対象者)の同意が確認できることが条件となります。

6. 企業負担の保険料相当額は全額損金処理が可能

保険料は、福利厚生費として全額損金処理が可能です。(平成24年6月現在)

※なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

【神奈川県中小企業団体中央会】スーパー加点くんならこんなにお得です!

事例：業種・建設業、年間売上高3億円《被保険者（補償の対象者）数13名》、全員が職種級別Bでプラン1ご加入の場合

	①単独でご契約される場合	②本制度に加入される場合	差 額
13名分月払保険料	43,290円	30,810円	▲12,480円
同 年額保険料	519,480円	369,720円	▲149,760円

(注1) 保険料は、①単独でご契約される場合：役職員一括契約割引10%・団体割引25%・過去の損害率による割引5%の適用なし。

②本制度にご加入される場合：役職員一括契約割引10%・団体割引25%・過去の損害率による割引5%を適用したものです。

(注2)「就業中のみの危険補償特約(事業主・役員付保用)」をセットされた場合の保険料です。

上記事例の場合、 保険金額は全く同一にもかかわらず 毎月12,480円、1年間通算で **149,760円** もお得です。

保険金額と保険料（月払、1名あたり）

下記以外のプランも設定できます。

		プラン1	プラン2
死亡・後遺障害保険金額		3,000万円	2,000万円
入院保険金日額		10,000円	8,000円
手術保険金額		手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍・20倍・40倍	手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍・20倍・40倍
通院保険金日額		5,000円	4,000円
1名あたり	職種級別 A	1,150円	820円
月払保険料	職種級別 B	2,370円	1,690円

(注) 保険料はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険料に変更される場合があります。この場合、保険料を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

※本中小企業団体中央会の傷害保険制度に加入された被保険者（補償の対象者）の人数を合算します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

■保険料はご職業によって異なります。

職種級別	主な職種
A	事務系会社員、医師、弁護士、公認会計士、税理士、理容師、美容師、調理人、販売員 など下記職種級別Bおよび特別危険料率適用職種(注)以外の方
B	農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、木・竹・草・つる製品製造作業員、自動車運転者(助手を含む)、建設作業員

(注)「特別危険料率適用職種」とは、オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業の方をいいます。

「特別危険料率適用職種」に該当される方については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

保険期間と申込締切日、第1回保険料振替日

- 申込締切日 毎月25日
- 保 険 期 間 申込締切日の翌月1日（午後4時）より
翌年同日（午後4時）まで1年間

【例】平成24年7月1日午後4時から平成25年7月1日午後4時まで

- 第1回保険料振替日 保険始期（毎月1日）の翌々月23日

保険金をお支払いする主な場合

この保険は就業中のみの危険補償特約がセットされておりますので、傷害保険金(死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金)をいいます。)は、就業中のケガのみが保険金お支払いの対象となります。通常の通勤途上もお支払いの対象となります。

※印を付した用語については、下記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
死亡保険金	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。
後遺障害保険金	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が生じた場合	後遺障害※の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～3%をお支払いします。 (注1)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	保険期間中の事故によるケガ※のため、平常の生活またはお仕事ができなくなり、かつ、入院※(入院に準ずる状態※を含みます。)された場合	[入院保険金日額※]×[入院※の日数または入院に準ずる状態※の日数]をお支払いします。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金をお支払いしません。 (注2)入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。
手術保険金	入院保険金をお支払いする場合で、そのケガ※の治療※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の手術※を受けられたとき	[入院保険金日額※]×[手術の種類に応じてそれぞれ定められた倍率(10倍、20倍、40倍)]をお支払いします。 (注)1事故に基づくケガ※について、1回の手術に限りです。また、1事故に基づくケガ※について2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率となります。
通院保険金	保険期間中の事故によるケガ※のため、平常の生活またはお仕事に支障が生じ、通院※された場合 (注)通院されない場合で、骨折等のケガを被った部位を固定するために医師※の指示によりギブス等を常時装着した結果、平常の生活またはお仕事に著しい支障が生じたときは、その日数について通院したものとなります。	[通院保険金日額※]×[通院※の日数]をお支払いします。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする通院の日数は90日が限度となります。 (注2)平常の生活またはお仕事に支障がない程度に治った時以降の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 (注3)入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 (注4)通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。

※印の用語のご説明

- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
①細菌性食中毒
②ウイルス性食中毒
(注)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
<急激かつ偶然な外来の事故(例)>
・業務中、足場を踏み外して高所より転落、骨折した。
・会社の階段で転んでケガをした。
- 「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見※のないものを除きます。
- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
- 「入院」とは、治療※が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「入院に準ずる状態」とは、両眼の矯正視力が0.06以下になっている場合、両耳の聴力または咀嚼(そ)しゃく・言語機能を失っている場合など普通保険約款記載の状態に該当し、かつ、治療※を受けた状態をいいます。
- 「入院保険金日額」とは、加入者証等記載の入院保険金日額をいいます。
- 「治療」とは、医師※による治療をいいます。
- 「所定の手術」とは、病院または診療所で受けた手術(注)で、かつ、普通保険約款に列挙されている手術をいいます。補償の対象となる具体的な手術は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
(注)医師※が治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
- 「通院」とは、治療※が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
- 「通院保険金日額」とは、加入者証等記載の通院保険金日額をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、下記の「※印の用語のご説明」をご参照ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

傷害保険金 （死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金）	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒酔い運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ（ただし、「引受保険会社が保険金を支払うべきケガ」の治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。） ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震、もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなくとも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見※のないもの ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ （普通傷害保険であらかじめ所定の保険料を払込みいただいた場合は、補償の対象となります。） ●別記の「補償対象外となる運動」を行っている間のケガ （普通傷害保険であらかじめ所定の割増保険料を払込みいただいた場合は、補償の対象となります。） （注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
---	---

など

すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは、宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

※印の用語のご説明

- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
 - 「酒酔い運転」とは、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等※を運転することをいいます。
 - 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行（*）または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
（*）いずれもそのための練習を含みます。

【補償対象外となる運動】

山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動

（注1）山岳登山

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいいます。

（注2）航空機

グライダーおよび飛行船を除きます。

（注3）操縦

職務として操縦する場合を除きます。

（注4）超軽量動力機

モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、本パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることを本パンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| ●保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。） | ●保険金額（ご契約金額） |
| ●保険期間（保険のご契約期間） | ●保険料・保険料払込方法 |

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払等に必要な項目です。内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。

- ・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
- ・加入申込票の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は正しくご記入いただいていますか？
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認くださいませましたか？
- ・加入申込票の「他の保険契約」欄は正しくご記入されていますか？
* 加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- ◆「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者（補償の対象となる方）の範囲はご希望通りとなっていますか？

3. 満期をお迎えになる契約についてご確認ください。

上記2. の項目で正しくない項目がございましたら、本パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社までご連絡をお願いいたします。

ご加入時にご注意いただきたいこと

★申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者にも必ずご説明ください。

★この保険は本中小企業団体中央会が保険契約者となる団体契約です。お申込人となれる方は本中小企業団体中央会の会員、または会員の構成員（組合傘下の法人等）で建設業者の方に限ります。また、この保険で被保険者（補償の対象者）となれる方の範囲は、「本中小企業団体中央会の会員、または会員の構成員（組合傘下の法人等）で建設業者の役員・従業員」および「申込人との下請契約を締結する下請負人（数次の請負による場合の下請負人を含みます）およびその役員・従業員のうち、申込人からの下請業務に従事の方」です。なお、役員員一括契約割引を適用するため、一部の従業員のみを対象とした加入はできません。あらかじめご了承ください。

※「下請負人」にはいわゆる「一人親方」の方も含まれます。

※申込人と下請契約を締結する下請負人の役員・従業員の方については、申込人からの下請業務に従事中に限り、被保険者（補償の対象者）に含まれます。

※被保険者になる方のうち、直接雇用関係のある方の名簿を備え付けることが必要です。

★申込時には、加入申込票に必要事項をご記入のうえ、本中小企業団体中央会までご提出ください。また、加入申込票の記載内容をご確認ください。加入申込票に記載された内容が事実と相違する場合や該当項目に記入がない場合には、保険金をお支払いしないことがありますのでご注意ください。

★申込人および被保険者（補償の対象者）には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります）。

★加入申込票に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が事実と異なっている場合、または、事実を記載しなかった場合には、保険金をお支払いしないことがありますので加入申込票の内容を必ずご確認ください。特に事業種類番号・年間売上高などの被保険者（補償の対象者）数算出の基礎数値、被保険者（補償の対象者）の範囲、被保険者（補償の対象者）の職種級別ごとの人数、被保険者（補償の対象者）のご職業などにご注意ください。

★本中小企業団体中央会を契約者とする団体契約では加入できない契約方式、セットできない特約等がありますのであらかじめご承知おください。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

★次のことがあった場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いしないことがあります。

①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③他の保険契約等との重複により、死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

★経営破綻した場合等の保険契約者の保護について（平成24年6月現在）

・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

★お客さまのご加入内容が登録されることがあります。

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、（社）日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

★事業主費用補償特約がセットされる場合は、補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます）が他にあり補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

★補償の開始時期

保険期間初日の午後 4 時に補償を開始します。保険料は加入申込票記載の方法によりお支払いください。加入申込票記載の方法により保険料をお支払いいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても保険金をお支払いしないことがあります。

★被保険者（補償の対象者）が以下の項目に該当する場合には、加入申込票の「他の保険契約」欄、「保険金請求歴」欄にその内容を必ずご記入ください。

①同種の危険を補償する他の保険契約（注）をご契約されている場合

②同種の危険を補償する他の保険契約で、過去3年以内に5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合

（注）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、傷害疾病保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・共済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます。

★死亡保険金は原則として被保険者（補償の対象者）の法定相続人にお支払いします。なお、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合には災害補償規定等に基づく被保険者（補償の対象者）の同意が必要となります。同意のないままにご加入をされた場合にはご加入自体が無効となります。

★ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

★この保険は本中小企業団体中央会が契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

★ご加入内容が変更となる場合には、事前に取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。特に次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し保険金をお支払いしないことや、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

①職業・職務の変更

②同種の危険を補償する他の保険契約(傷害疾病保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・共済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます。)をご契約する場合

なお、上記の他、申込人の住所などを変更される場合も、遅滞なくご連絡いただく必要があります。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

★保険料払込猶予期間等の取扱い

・保険料は加入申込票記載の方法によりお支払いください。加入申込票記載の方法により保険料をお支払いいただけない場合には、保険金をお支払いしないことがあります。また分割払の場合で、保険金をお支払いする事故が発生した場合には、未経過期間の保険料を請求させていただきます場合があります。

★この保険の保険期間は1年間となります。次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

◎著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合

★保険金をお支払いする場合に該当したときの手続き

・取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。保険金請求の手続きにつきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金支払事由に該当した日から30日以内に連絡がない場合もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

★保険金のご請求時にご提出いただく書類

・被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
 - ・引受保険会社所定の同意書
 - ・事故原因・損害状況に関する資料
 - ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)
 - ・引受保険会社所定の診断書
 - ・診療状況申告書
 - ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
 - ・死亡診断書
 - ・他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類
 - ・受給者と被保険者の関係を証する書類(戸籍謄本、住民票、政府労災「遺族補償年金請求書(写)」、保険金受取人の社内使用の「家族名簿」等)
 - ・被保険者であることを確認するための書類(保険契約者または加入者の備付名簿(写)、被保険者数兼被保険者証明書、請負契約書(写)等)
- ※事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

★保険金支払いの履行期

・引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出をいただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(注2)を終えて保険金をお支払いします。(注3)

(注1)保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。「代理請求人」が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(注2)保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3)必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

★代理請求人について

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、被保険者と同居または生計を共にする配偶者等(以下「代理請求人」といいます。詳細は下記の(注)をご参照ください。)が保険金を請求することができます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)「配偶者」とは、法律上の配偶者に限ります

★柔道整復師(接骨院、整骨院等)による治療の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、被保険者以外の医師の指示に基づいて行われた治療のみ、お支払いの対象となります。

重要事項のご説明

契約概要のご説明（普通傷害保険「スーパー加点くん」）

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入ください。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、傷害保険普通保険約款・特約によって定まります。普通保険約款・特約の詳細については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。なお、商品の概要、被保険者（補償の対象者）の範囲は次のとおりです。ご不明な点については取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

※スーパー加点くん（準記名式包括契約特約付普通傷害保険）の場合、スーパー加点くん準記名式包括契約明細書の「被保険者（補償の対象者）の範囲」の欄に記載の方全員となります。（被保険者（補償の対象者）となり得る方のうち直接雇用関係のある方の名簿を備え付けていただきます。）

※準記名式の場合、本中小企業団体中央会を契約者とする本制度全体で、被保険者（補償の対象者）数が5名以上であることが必要となります。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする主な場合は本パンフレットのとおりにです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする主な場合（主な支払事由）と保険金のお支払額

本パンフレット4ページをご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

本パンフレット5ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

この保険にセットできる特約をご用意しています。詳細は傷害保険普通保険約款・特約でご確認ください。なお、ご不明な点については取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の①②にご注意ください。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、加入申込票の保険金額欄、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

①保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引き受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おください。

②入院保険金日額と通院保険金日額を同時に設定する場合、通院保険金日額は入院保険金日額を超えることはできません。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容・ご加入いただいた被保険者（補償の対象者）の人数等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

保険料は加入申込票記載の方法によりお支払いください。分割払の場合には保険料は10%の割増となります。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入を途中で脱退される場合は、保険料を返還させていただく場合、または追加のご請求をさせていただく場合があります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

6. 保険料の精算

「スーパー加点くん」においては、次の①②のいずれかの方式をお選びいただけます。

①確定精算方式	ご加入時の直近年度の「被保険者数算出の基礎数値（年間売上高等）」に基づき算出した暫定保険料を一旦ご請求させていただきます。保険期間終了後遅滞なく、ご加入に使用した「被保険者数算出の基礎数値（年間売上高等）」の次年度数値が確認できる客観的資料を引受保険会社にご提出いただき、ご提出いただいた資料に基づき引受保険会社にて確定保険料を算出し、暫定保険料との差額を精算（確定精算）させていただきます。
②保険料確定方式 （準記名式包括契約特約用）をセットしてご契約いただきます。	ご加入時の直近年度の「被保険者数算出の基礎数値（年間売上高等）」に基づき算出した保険料を確定保険料としてご加入いただきます。保険期間終了後の確定精算は不要です。

※保険料確定方式を選択された場合には、以降毎年の継続契約についても保険料確定方式の取扱いとさせていただきます。また、保険期間の途中でこれらの方式を変更することはできませんので、ご注意ください。

ご加入の内容は、傷害保険普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

引受保険会社へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
TEL 0120-632-277（無料）

<受付時間>

平日 9:00～20:00

土日・祝日 9:00～17:00

（年末・年始は休業させていただきます。）

指定紛争解決機関は

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である（社）日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、（社）日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

（社）日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808（ナビダイヤル（有料））

（受付時間：平日 9:15～17:00）

詳しくは、（社）日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

万一、事故が起こった場合は
取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24 時間 365 日

事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

TEL 0120-258-189（無料）

<事故はいち早く>

<引受保険会社>

三井住友海上火災保険株式会社

横浜支店 横浜第二支社

〒221-0052 神奈川県横浜市神奈川区栄町 7-1 MYXビル4階

TEL:045-461-3790 FAX:045-461-8277

<お問い合わせ先>

神奈川県中小企業団体中央会

〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町 5-80

神奈川中小企業センター9 階

TEL:045-633-5136 FAX:045-633-5139